

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要は次のとおりであり、同条第六項の規定により、これを縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成十九年岡山県公告第二八三号で公告された大規模小売店舗の新設に関する届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ西大寺店（区画A）

所在地 岡山市金岡西町一〇五一一ほか

三 意見の概要

駐輪場は、利用者の利便性を考慮した配置とし、原則として店舗の敷地内に設置することが必要であるが、必要駐輪台数の三分の一を占める駐輪場A五は、店舗から道路を隔てて百メートル以上離れた遠方であり、適切ではない。このため、駐輪場A一～A四と同じく店舗近くに配置するよう見直しを行うこと。

四 意見を述べた日 平成十九年十一月九日

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十一月二十日から平成十九年十二月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課